

<別表> 長野県障がい者スポーツ大会競技・種目及び障がい区分表

身体障がい者

1部（39歳以下）、2部（40歳以上）

知的障がい者

少年の部（19歳以下）、青年の部（20歳～35歳）、壮年の部（36歳以上）

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

	区分番号	障がい区分	競走							跳躍			投てき				
			※2 50m走	100m走	200m走	400m走	800m走	1500m走	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバツク投
1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎		▲	◎	◎				
		3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎				
	下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	
	8	両大腿切断または、両下肢完全											◎	◎	◎		
	体幹	9	体幹 ※3	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎				◎							◎	
		11	第7頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎								◎
		12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎	
		13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎						◎	◎	◎	
		14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	
15	その他車いす		◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎			
3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	16	四肢麻痺で車いす使用	◎					◎							◎	
		17	けって移動	◎					◎							◎	
		18	片上下肢で車いす使用	◎					◎						◎	◎	
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	
		20	その他走不能											◎	◎	◎	
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	
22	その他走可能	◎	◎	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎			
4	23	電動車いす常用						◎							◎		
視覚障がい ※5	24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		
	25	その他の視覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	26	聴覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎		
知的障がい	27	知的障がい	◎	◎	◎		◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎					◎				◎	◎		◎	◎	

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊柱カリエス等による体幹の障がい)が該当する。ただし、四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障がい区分に渡り、1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い順位を決定する。

【注意】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

※5 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

※6 障がい区分24は光を通さないアイマスクを装着する。

			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1	※1	
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m	4×50mリレー	4×50mメドレーリレー	
			障がい区分										
区分番号													
1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		11	多肢切断または、片上肢完全および片 下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
2	脳原性麻痺以外 で車いす常用	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
		14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
3	脳原性麻痺	17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
		18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		19	片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		20	その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
4	22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						
視覚障がい ※2	23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	24	その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そ しゃく機能障がい	25	聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
知的障がい	26	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	

※1 リレー、メドレーリレーの1チームの編成は、男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

※3 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

障がい区分のスタートは、水中スタートをしなくてはならない。

3 アーチェリー

●男女別

	区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド		
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m	
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●	●		
		4	下肢障がい (椅子、車いす使用を含む)	●	●		
		5	体幹	●	●	●	●
	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺	●	●		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	7	聴覚障がい	●	●			
内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別、年齢区分なし

		区分番号	障がい区分	卓球	STT	
肢体不自由	1	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎	
			2	両上肢障がい	◎	
	下肢障がい	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎		
		4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎		
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎		
	2	体幹	6	体幹	◎	
			7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
	3	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
			10	車いす使用	◎	
	3	脳原性麻痺	11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障がい	◎	
視覚障がい ※2		15	アイマスク有り ※3		◎	
		16	アイマスク無し	◎		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい		17	聴覚障がい	◎		
知的障がい		18	知的障がい	◎		
精神障がい		19	精神障がい	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は光を通さないアイマスクかアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリフト・ファイブ (5m)	ディスリフト・セブン (7m)	座位	立位
肢体不自由				
視覚障がい				
聴覚障がい				
知的障がい	◎	◎	●	●
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)				

6 ボウリング

知的障がい者で男女別、年齢区分別に実施する。

7 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、全国障害者スポーツ大会競技規則第8部第3条の規定に該当する者。

8 ツインバスケットボール

頸髄損傷等による四肢麻痺の車いす使用者。

9 バスケットボール

知的障がい者で、男女混合で実施する。

10 ソフトバレーボール

精神障がい者で、男女混合で実施する。

11 ゲートボール

60歳以上の身体障がい者のみの競技とする。

【障がい区分の説明】

- 1 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障がいとして区分する。（両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する。）
- 2 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障がいとして区分する。）
- 3 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- 4 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- 5 関節離断は、上位の部分の切断として扱う。（肘関節離断の場合は、上腕切断となる。）
- 6 完全とは、上肢または下肢の大きな3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 7 サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位(上腕)の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
- 8 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面にみに車いすを使用していることをいう。
- 9 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。
- 10 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 11 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
- 12 視覚障がいの視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
- 13 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。
- 14 「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

競技上の注意

- (1) 身体障がい者が重複している場合でも、同一の大会では、同じ障がい区分で参加すること。
- (2) 障がい区分を変えての参加は認めない。